デジタル職場実習推進費の対象となる事業の概要について

令和６年11月11日

デジタル職場実習推進費の対象となる事業の概要については、下記のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　容 |
| １ 事業内容 | デジタル分野の訓練カリキュラムに職場実習を組んだ訓練を実施した場合、報償費としてデジタル職場実習推進費（１人当たり２万円（外税）の上乗せ）を支給する。 |
| ２ 対象訓練 | 次のいずれも満たすこと  (1) ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等に係る技能等を付与する訓練コース  (2) 令和７度中に訓練を開始するコース（年度をまたぎ令和７年度に委託費の支払があるものを含む） |
| ３ デジタル職場実習の実施時間 | ２週間以上１か月未満とし、１日の訓練時間の全てで実施すること。ただし、訓練期間が３箇月以下の訓練コースは職場実習を組み込んでも、デジタル職場実習推進費は対象外。 |
| ４ デジタル職場実習推進費支給要件 | デジタル職場実習推進費は、「職場実習出席率」が８０％以上である場合に支払うこととし、単価は入校者１人当たり２０，０００円（外税）とする。ただし、委託訓練実施要領（以下要領）第１章第１１（ただし、（１）、（５）、（７）及び（８）を除く）を適用しない。  　※１を参照 |
| ５ 上乗せのための手続き | (1) 契約前にデジタル職場実習計画書（別紙１）を提出すること（契約後に提出する場合は契約変更すること）。  (2) 支給要件を満たし、訓練終了後にデジタル職場実習実施報告書（別紙２）、デジタル職場実習実施報告書（受入先事業所確認用）（別紙３）およびデジタル職場実習実施報告書（受講者署名用）（別紙４）を提出すること。  　　なお、上記（2）については、支給要件を満たさなかった場合にも提出すること。 |
| ６ その他 | (1) 職場実習は、要領第１章第23が適用され、労災保険の対象となります。  (2) 職場実習は、訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入が必要です。 |

※１　職場実習出席率

　職場実習出席率＝（ｂ＋ｃ）÷（ａ＋ｃ－ｄ）×１００

ａ：修了者

ｂ：修了者のうち上記２、３に定める職場実習に８０％以上出席した者

ｃ：中途退校者のうち上記２，３に定める職場実習に８０％以上出席した者

ｄ：修了者のうち、職場実習の実施日における出席率が８０％未満である者であって、やむを得ない理由（要領第１章第１１（６）に定めるものに限る。）による欠席日を算定対象から除いて算出した場合に、当該率が８０％以上となる者

※２　報償費支給の考え方

　　デジタル職場実習推進費の支払額＝受講者数×デジタル職場実習推進費